

えがお
一人一人の愛顔と生きる力を育む

えひめの 特別支援教育



愛媛県教育委員会

愛媛県イメージアップキャラクター
「みきやん」

特別支援教育は…

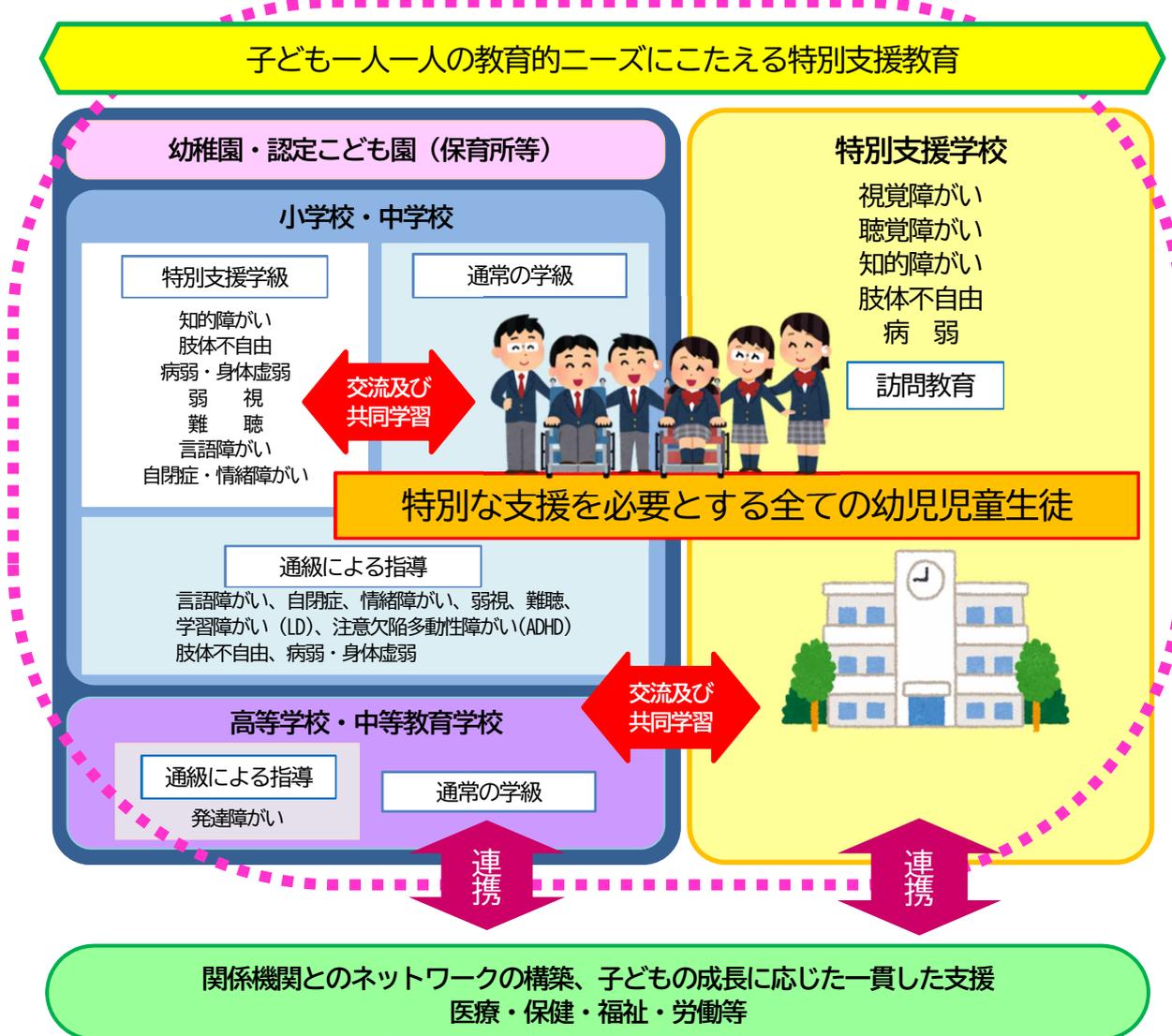


障がいのある子どもたちが自立し、社会参加に向けて必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもを含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

特別支援教育は、障がいのある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を發揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「※共生社会」の形成の基礎となるものです。

※ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。
(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月23日)



共生社会の形成に向けて

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことです。

「障害者の権利に関する条約」では、共生社会の形成に向け、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしてのインクルーシブ教育システムの理念が提唱されています。これには、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされています。

共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされます。学校等においても、障がいを理由とする差別を解消するための「合理的配慮」の提供が義務化されました。（平成25年6月公布、平成28年4月施行、令和3年6月改正）

インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育システムを構築するためには、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

障がいのある者となない者との交流及び共同学習により同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

交流及び共同学習

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、小・中学校及び特別支援学校等において、障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動することは、子どもたちにとっては、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を捉え、推進していく必要があります。



愛知県イメージアップキャラクター
「みきゃん」

合理的配慮

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供していきます。その内容については、個別の教育支援計画に明記するようにします。

合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとし、現在必要とされていることは何か、何を優先して提供する必要があるのかなどについて共通理解を図り、個別に判断します。

合理的配慮は、その障がいのある児童生徒等が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、その際、個別の教育支援計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要です。

学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

①教育内容・方法

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・整備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

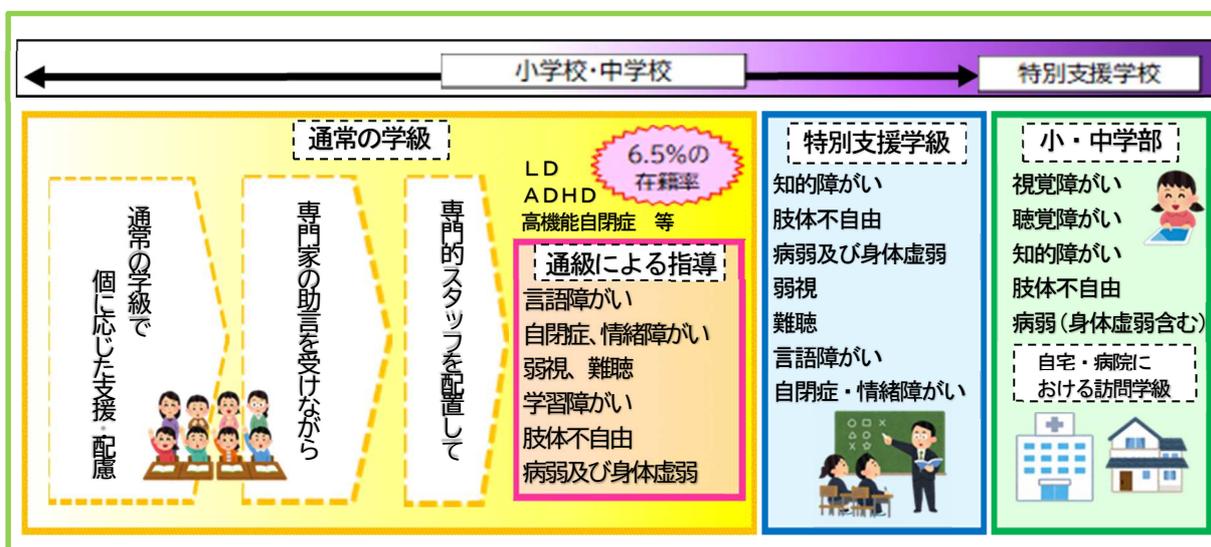


愛媛県イメージアップキャラクター
「こみちゃん」

多様な学びの場

インクルーシブ教育システム構築のためには、子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、本人の状態や特性及び発達の程度等を踏まえた総合的な観点から判断し、変更できることを全ての関係者の共通理解とすることが大切です。



多様な学びの場

● 通常の学級 ●

通常の学級において、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもには、適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習の習熟に応じた指導の工夫等を行います。学級担任と特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の指導計画を作成するなどして、校内の教職員で共通理解を図ります。

また、必要に応じて、特別支援学校や専門家チーム、医療・福祉などの関係機関等からの専門的な助言や援助を活用し、個別の教育支援計画を作成して適切な指導・支援に努めます。

● 通級による指導 ●

小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う教育の形態です。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を対象としています。

障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする「自立活動」の内容を取り入れ、個々に応じた指導目標・内容を定めて指導を行うほか、特に必要がある場合は、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱います。

● 特別支援学級 ●

小・中学校において、障がいの種別ごとに少人数によるきめ細かな指導を行う学級です。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいを対象としています。基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行いますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

また、特別支援学級に在籍する子どもが通常の学級の子どもと一緒に学んだり活動と共にしたりする「交流及び共同学習」も、実態に応じて積極的に推進することとなっています。

● 特別支援学校 ●

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。また、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行っています。

特別支援学校では、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における**特別支援教育のセンターとして役割（センター的機能）**を果たします。具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、次のような取組を行います。

- 特別支援教育に関する相談の実施及び情報提供
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援
- 教職員に対する研修協力
- 教材・教具、学校施設設備等の提供

また、他の学校や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携し、地域のネットワークづくりも進めています。



愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」

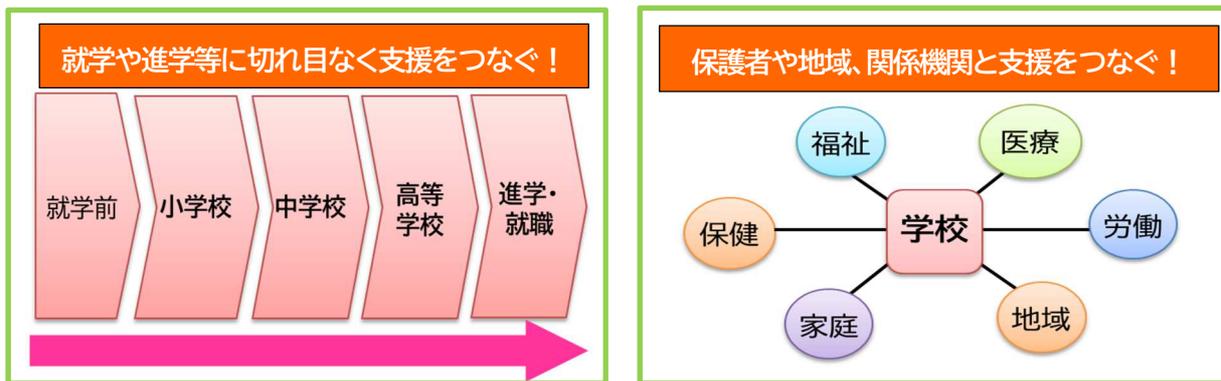
切れ目ない支援

切れ目ない支援とは、インクルーシブ教育システムの理念等を踏まえ、特別な支援が必要な子どもが、個々の自立と社会参加を目指す、就学前から社会参加に至るまでの継続した支援のことです。

「発達障害者支援法」では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、学校教育における支援や就労支援等、切れ目なく支援を行うことが重要であるとしています。また、発達障がいのある子が特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り交流及び共同学習ができるよう配慮すること、関係機関との連携のもと個別の教育支援計画を作成することや個別の指導計画作成を推進すること等が必要とされています。

関係機関との連携

園や学校、医療、保健、福祉、労働等の機関が、チームで子どものライフステージに応じた支援をしていくために協力し合うことを主とし、支援の内容は、「個別の教育支援計画」を用いて、就学前から社会参加まで引き継いでいくことが大切です



愛媛県は、個別の教育支援計画も含め「切れ目ない支援」という観点から、児童生徒等一人一人に応じた必要な支援や適切な指導を整理し、組織的・継続的に機能させていくための支援ツールとして、「えひめ特別支援パッケージ」を作成しています。

① 実態把握表 子どものつまずきや困難さに気付き、適切な支援につなげることを目的として、学習・運動・動作・感覚・行動、対人関係・コミュニケーションについて把握を行うチェックリスト

② 個別の教育支援計画 長期的な視点で、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関(医療・保健・福祉・労働等)や保護者と連携して作成した支援計画

③ 個別の指導計画 関係教職員の共通理解の下に一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かい指導・支援を行うために、学校園における具体的な指導の目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画

特別支援教育指導資料(改訂第2版)
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援—切れ目ない支援体制の構築に向けて—』
愛媛県教育委員会(令和2年3月)

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒等一人一人について、そのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うために作成した支援計画のことです。

個別の教育支援計画を作成するメリット

- 複数の関係者が話し合うことで、障がいのある児童生徒等の教育的ニーズが把握でき、支援の方向性を明確にできる。
- 教職員や関係者が支援目標や支援内容、手立てについて共通理解し、一貫した指導や支援ができる。
- 関係者の役割分担を明確にし、連携しながら指導や支援を行うことができる。
- 計画の評価・見直しを行い、引継ぎを行うことで、支援が継続される。

また、個別の教育支援計画の作成に当たっては、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で必要な支援や助言を行うことが大切であり、保護者に対しては、個別の教育支援計画の説明を十分に行い、同意を得るようにします。

個別の教育支援計画の作成のポイント

- 本人・保護者の参画
本人や保護者の意見を十分に踏まえる。保護者（必要に応じて本人）とともに支援の方向性（長期の支援目標、合理的配慮の内容）について、合意形成を図る。
- 関係機関との連携
関係機関の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にする。
- 具体的な支援目標及び支援内容の設定
関係機関での支援内容を把握し、長期的な支援目標、合理的配慮等も含めて、一貫した支援を提供できるようにする。可能な限り、保護者と関係機関の参加によるケース会議を開催し目標や支援内容の共通理解を図る。
- 個別の指導計画への反映
個別の教育支援計画を踏まえた上で、個別の指導計画により指導の具体化を図る。

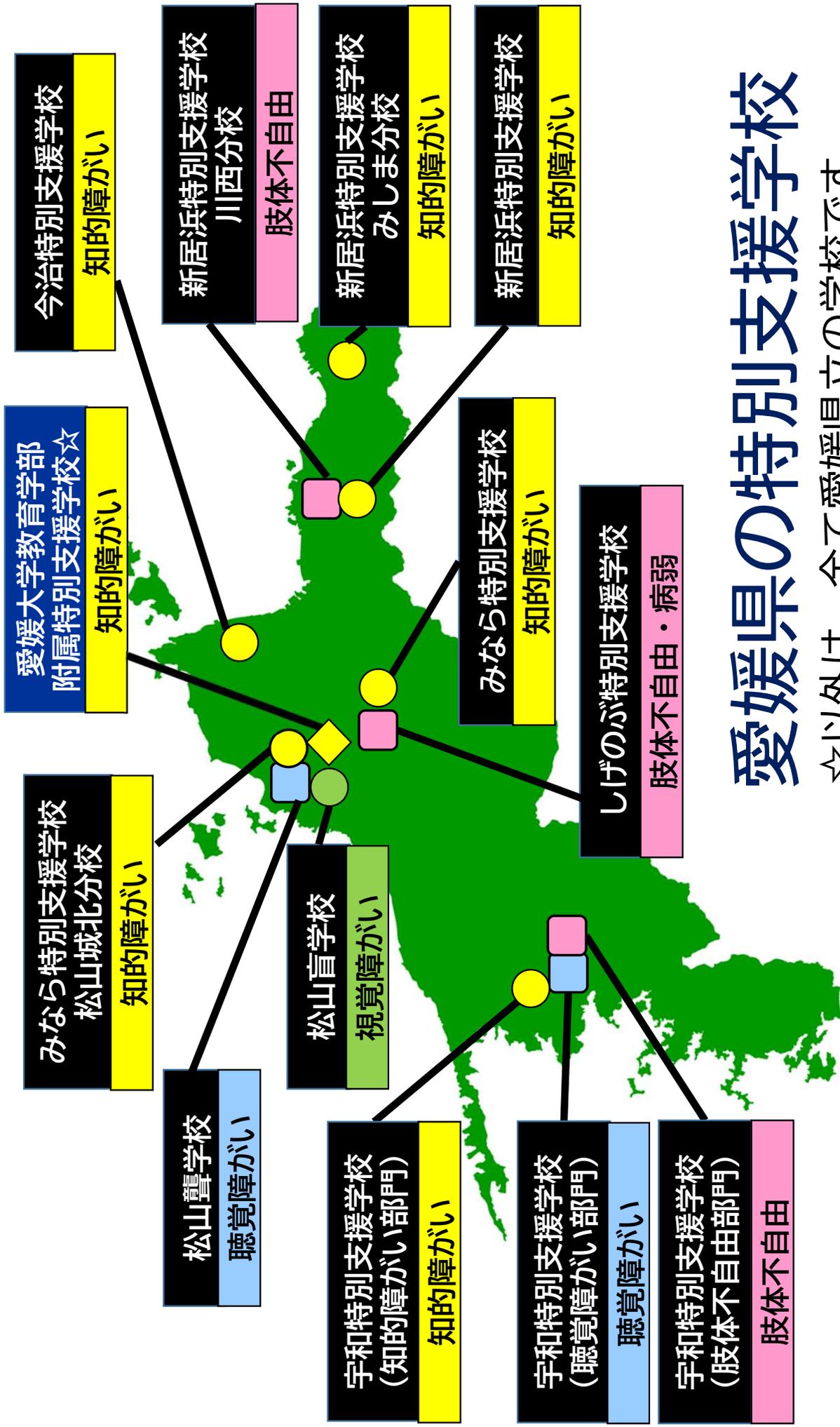
障がいのある児童生徒等は、学校や幼稚園等の生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、広い視点で切れ目ない長期的支援を行うことが大切であり、個別の教育支援計画は、重要な役割を担います。

普及啓発

切れ目ない支援体制を構築するためには、普及啓発にも努める必要があります。

特別な支援が必要な児童生徒等が、希望をもって生涯を過ごすことができるよう、共生社会の形成や切れ目ない支援等について、市民や他の自治体に知ってもらうよう促します。

※【参考】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日



愛媛県の特別支援学校

☆以外は、全て愛媛県立の学校です。

松山盲学校

視覚に障がいがある人のための県内唯一の教育機関で、学齢期から成人まで幅広い年代の方が在籍しています。

教育活動

一人一人の見え方に応じた教材の工夫や視覚補助具を使用し、分かりやすい授業が進められています。視覚障がいに特化した専門的な支援を通して、幼児児童生徒がもてる力を十分に発揮できることを目指しています。【3Dプリント教材】



【拡大読書器】

部		年数	教育内容
幼稚部		1年	幼稚園、小学校、中学校と同じ内容の教育とともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る指導を行っています。他の障がいのある幼児児童生徒に対しても、障がいの状態や特性に応じた指導を行っています。
小学部		6年	
中学部		3年	
高等部	本科普通科	3年	高等学校の普通科と同じ教科・科目を指導するほか、障がいによる学習上の困難を改善・克服し自立を図るための指導を行っています。
	本科保健医療科	3年	中学校の卒業者を対象に、高等学校の課程を履修するとともに、あん摩マッサージ指圧師を養成します。
	専攻科理療科	3年	高等学校の卒業生を対象に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成します。

センター的機能

■教育相談（定期・随時）

乳幼児から成人まで、様々なニーズに応じて相談や情報提供を行います。定期的に来校し、視覚補助具の使い方を学んだり、ビジョントレーニングに取り組んだりする人もいます。

■サマースクール・ウインタースクール（8月・12月）

地域で学ぶ視覚障がいのある子どもたちを対象に体験学習や個別学習を行います。保護者や教員には研修会や座談会を開催しています。

■オープンスクール（8月）

高校生等を対象に視覚障がいについて理解が深まるように、点字、ガイドヘルプ、視覚障がい者スポーツなどの体験をすることができます。

■教材等の貸し出し・研修の協力（随時）

福祉やボランティアについて学習する場合に、点字盤や白杖等の貸し出しや、講師の派遣等、可能な限り協力させていただきます。



〒791-8016 愛媛県松山市久万ノ台112番地
TEL 089-922-3655 FAX 089-922-2893
E-mail matsb-ad@esnet.ed.jp
<https://matsyama-sb.esnet.ed.jp/>

- * 伊予鉄道高浜線衣山駅下車800m（徒歩10分）
- * 伊予鉄道本町線本町六丁目駅下車1.3km（徒歩16分）
- * JR松山駅下車2.4km（徒歩30分）



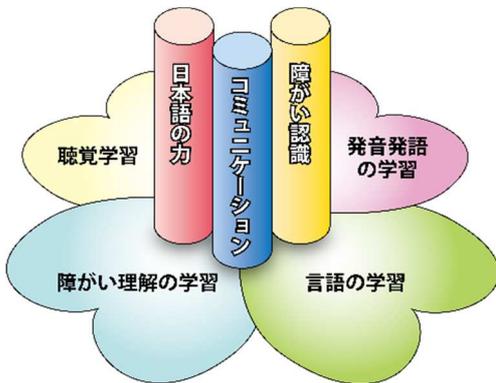
松山聾学校

本校は、聴覚に障がいのある幼児児童生徒に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行います。



教育活動

聴覚の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養います。授業では、聴覚障がいに配慮した学習はもちろん、少人数の強みを生かした個に応じた指導を行うとともに、校外での学習や交流及び共同学習などを計画的に組み入れています。



【本校自立活動の3つの柱と4つの領域】

センター的機能

■教育相談

次のような相談活動を行っています。

- 難聴のある乳幼児の相談・保育（個別指導・集団指導）
- 保育所、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、中等教育学校、特別支援学校などに在籍する聴覚障がいのある幼児児童生徒に対する本校の参観や授業交流等を通じた相談支援
- 聴覚障がいのある幼児児童生徒にかかわる先生方や支援員、在籍校（園）への相談・支援・研修
- 軽度難聴、一側性難聴、聞こえに困難さのある幼児児童生徒への相談・支援
- 幼児児童生徒や保護者のニーズに応じた、難聴児支援関係機関との連携・協働による支援

■体験活動

- 幼児体験学習、高等部体験入学、サマースクール、学校公開など
- 小・中学校等との交流及び共同学習、ボランティア体験学習など



中学部『教科学習』

高等部『交流活動』



〒799-2655 愛媛県松山市馬木町2325番地

TEL 089-979-2211(代表)



FAX 089-979-2214 (FAX)

まつろう

TEL 089-979-2213(寄宿舎)

E-mail matsd-ad@esnet.ed.jp

<https://matsuyama-sd.esnet.ed.jp/>

しげのぶ特別支援学校

本校は、肢体不自由と病弱を対象とした特別支援学校で、幼稚部・小学部・中学部・高等部(普通科)があります。また、訪問教育(病弱部門:小・中学部の準ずる教育課程)を設置しています。遠方からの子どもたちのために寄宿舎があり、また、松山・北条・松前方面にスクールバスを運行しています。なお、隣接している子ども療育センターに入所している子どもたちも通っています。

教育活動

■教育課程

肢体不自由教育部門と病弱教育部門を設け、それぞれに三つの教育課程(幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育課程、知的障がい併せ有する児童生徒の教育課程、重度・重複障がいに対応する自立活動を主とする教育課程)を編成して指導に当たっています。

■教育活動

障がいの実態に応じた学習や自立活動を実施しています。また、個性を伸ばし、生活体験を広げるため、様々な集団活動や学校行事を行っています。

【教科学習】



【自立活動】



【運動会】



【寄宿舎】



■医療的ケア

日常的、継続的に医療的ケアを必要とする子どもたちを対象に看護師等による医療的ケアを実施しています。子どもたちが安全で安心できる学習環境の整備を行い、自立と社会参加を促進するとともに保護者の負担軽減を図っています。

センター的機能

- 教育相談、学校見学、体験活動、授業交流を行っています。
- 進路や学校生活、学習等、特別支援教育に関する相談や情報提供を行っています。
- 地域の小・中学校等を含む教職員の特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を行っています。
- 医療、福祉、労働分野等の関係機関等との連携及び協力に努めています。

〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135番地
TEL 089-964-2258 FAX 089-964-3496
E-mail sigsc-ad@esnet.ed.jp
<https://shigenobu-ss.esnet.ed.jp>

- * 松山自動車道川内ICから車で約10分
- * 伊予鉄横河原線田窪駅下車、徒歩5分



みなら特別支援学校

本校は、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育により、生きる力を育み、主体的に自立し社会参加することを目指す人間を育成することを目標にしています。



教育活動

■教育内容

○知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校として、個々の発達状態等を把握し、主体性が発揮できるよう、身近な生活に役立つ指導や社会生活、職業生活につながる学習等に取り組んでいます。

○自立活動や各教科等を合わせた指導を取り入れた学習を行っています。

■本校の特色

○小学部・中学部・高等部（普通科、産業科）があります。



生活単元学習：小学部



作業学習：中学部



福祉：高等部（産業）

○通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教師が家庭・病院等を訪問し、教育を行っています。

○通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置し、スクールバスを運行しています。



歌・リズム：訪問教育

センター的機能

○教育相談、学校見学、授業体験

○進路や学校生活、学習などの特別支援教育に関する相談や情報提供

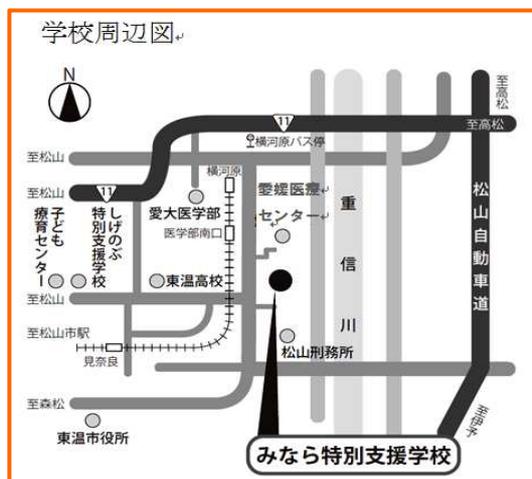
○幼・保・小・中・高等学校等への研修協力

○医療、福祉、保健、労働等関係機関との連携

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良1545
TEL 089-964-2395 FAX 089-964-8545
E-mail minsc-ad@esnet.ed.jp
<https://minara-ss.esnet.ed.jp/>

* 伊予鉄見奈良駅下車徒歩10分

* 川内インターから車で10分



みなら特別支援学校 松山城北分校

本校は、生徒一人一人のニーズに応じて生きる力を育み、社会の一員として生活するために、社会性を養い、働く意欲を高め、自立する力を育成することを目標にしています。

学科は、高等部普通科1学年2学級（定員16名）・産業科1学年1学級（定員8名）です。

教育活動

■教育内容

職業教育の充実を図り、働く力を育てる学習を行っています。また、体験的な学習を通して、社会の中で豊かに生きる力を育てています。

■本校の特色

- 普通科・産業科ともに、作業学習の充実を図っています。
- 地域に根ざした教育活動を重視し、地域の文化や伝統芸能の継承にも取り組んでいます。

普通科

1年生は校内実習、2・3年生は集団あるいは個人での現場実習を取り入れるなど、体験活動を重視した学習を行っています。

【校内実習 アメニティグッズ袋詰め】



【各事業所での個人実習】



【校外学習】



産業科

クリーン班やサービスの作業学習で学んだ技能を実践する場として、地域の公園や海岸等で校外清掃を実施するなど、地域との交流を深めています。また、愛顔(えがお)のえひめ特別支援学校技能検定で上位級の取得を目指して外部講師の指導を受けています。

【公園清掃】



【お遍路さんの接待】



【外部講師による指導】



センター的機能

- 教育相談、体験活動、学校見学を行っています。
- 進路や学校生活、学習等、特別支援教育に関する相談や情報提供を行っています。
- 教育、医療、福祉、保健、労働等関係機関との連携を図っています。

〒799-2655 愛媛県松山市馬木町2325
 TEL 089-979-5650 FAX 089-979-5651
 E-mail mjhsc-ad@esnet.ed.jp
<https://minara-ss-johoku.esnet.ed.jp/>



- * 伊予和気駅下車 徒歩8分
- * 伊予鉄バス北条線 金毘羅前下車 徒歩10分
- * 伊予鉄バス勝岡線 仲村下車 徒歩6分

今治特別支援学校

本校は、小学部、中学部、高等部（普通科、産業科）、訪問教育で、知的障がいのある児童生徒一人一人の思いや活動を豊かにし、人間関係づくりを高める教育を行っています。



教育活動

日常生活の指導



中学部 「朝の運動」

身辺処理の力や生活習慣を身に付ける学習

遊びの指導



小学部 「のりものあそび」

遊びを楽しみ、身体活動や人とのかかわりを活発にする学習

主な学習活動

作業学習



高等部 「作業学習 さをり」

作業や実習に参加し、働く意義を学ぶ学習

生活単元学習



訪問教育 「ゲームをしよう」

身近なテーマや生活上の課題に、仲間と一緒に取り組む学習

※ 通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置し、遠距離通学生のためのスクールバスも運行しています。

センター的機能

- 教育相談、地域の幼児児童生徒への指導・支援
- 幼・小・中・高等学校等への研修協力
- 医療、福祉、保健、労働等関係機関との連携

心配ごとはありませんか？



〒799-1524 今治市桜井乙32番地313
TEL 0898-47-0355 FAX 0898-47-4993
E-mail imasc-ad@esnet.ed.jp
<https://imabari-sh.esnet.ed.jp/>

- * 伊予桜井駅下車1.3km(徒歩20分)
- * 志々満ヶ原バス停下車 1km(徒歩15分)
- * 桜井駅口バス停下車 1km(徒歩15分)



宇和特別支援学校（聴覚障がい部門）

聴覚障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を行い、自己のもつ能力や可能性を伸ばすとともに生きる力を育み、自立し社会参加できる人間を育成することを目標に教育活動を行っています。

「地域社会の未来を自分らしく生き抜く力の育成」

教育活動

幼稚部

遊びや生活体験を通して心身の調和のとれた発達を促し、コミュニケーションの素地を養います。



中学部

基礎学力の充実を図り、インターンシップや体験学習等により、進路を見据えた指導を行います。

小学部

豊かなコミュニケーション活動と個に応じた教科学習をもとに、基礎学力の定着を目指します。



高等部（普通科）

進路を見据えた学習の充実を図り、社会で自立できる力を育てます。

センター的機能

■ 教育相談

- きこえやことばに関する相談
- 学習やコミュニケーションに関する相談
- 発達障がいに関する相談

■ 体験学習・体験入学

- 幼児体験学習（年2回）
- サマースクール（8月）
- 中学部体験入学（9月）
- 高等部体験入学（10月）

電話・FAX・メールで御連絡ください

■ 通級指導教室（難聴）

- 対象は小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒です。

■ 研修支援

- 幼・保・小・中・高等学校等への研修協力

■ 理解啓発

- 学校参観、公開授業週間（年4回）など

〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町3-85
 TEL 0894-62-0061 FAX 0894-62-0213
 E-mail uwasd-ad@esnet.ed.jp
<https://uwa-sd.esnet.ed.jp>

- * 宇和島バス下の町バス停下車 約0.3km（徒歩約5分）
- * 宇和島バス卯之町営業所下車 約0.5km（徒歩約10分）
- * 予讃線卯之町駅下車 約0.7km（徒歩約15分）



宇和特別支援学校（肢体不自由部門）

肢体不自由のある児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を行い、自己のもつ能力や可能性を伸ばすとともに生きる力を育み、自立し社会参加できる人間を育成することを目標に教育活動を行っています。

「地域社会の未来を自分らしく生き抜く力の育成」

教育活動

小学部

基本的な生活習慣を身に付けるとともに学習の基礎的・基本的内容の定着を図ります。



高等部（普通科）

個々の将来像を見据えた進路指導の充実を図るとともに社会生活への適応力も高めます。

中学部

主体的に生活する力を養うとともに学力の向上を図り、社会生活への関心を高めます。



スクールバス

遠距離通学生のために小型スクールバスを3台運行しています。

電話・FAX・メールで御連絡ください

センター的機能

■教育相談

- 身体の動きに関する相談
- 学習やコミュニケーションに使える支援機器に関する相談
- トイレや食事の支援に関する相談
- 発達障がいに関する相談

※ 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養などを主として学校に常駐している看護師が医療的ケアを実施します。

●体験学習

- 幼児体験学習（年2回）
- 小・中・高等部は随時教育相談を実施

●研修支援

- 小・中・高等学校等への研修協力

●理解啓発

- 学校参観、公開授業週間（年4回）など

〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町3-85
 TEL 0894-62-0061 FAX 0894-62-0213
 E-mail uwasf-ad@esnet.ed.jp
<https://uwa-sf.esnet.ed.jp>

- * 宇和島バス下の町バス停下車 約0.3km（徒歩約5分）
- * 宇和島バス卯之町営業所下車 約0.5km（徒歩約10分）
- * 予讃線卯之町駅下車 約0.7km（徒歩約15分）



宇和特別支援学校（知的障がい部門）

知的障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を行い、自己のもつ能力や可能性を伸ばすとともに生きる力を育み、自立し社会参加できる人間を育成することを目標に教育活動を行っています。

「地域社会の未来を自分らしく生き抜く力の育成」

教育活動

小学部

体験的な活動や学習を通して日常生活に必要な知識や技能の習得を目指します。



中学部

将来の自立を目指し、主体性を大切にした体験的な学習を行い、生活する力を育てます。



高等部

一人一人の特性に応じた職業教育を行い、卒業後の自立した生活に役立つ力を育成します。

《普通科》

生活自立や社会参加を目指します。

《産業科》

職業自立や社会自立を目指します。

※遠距離通学生のために、4台のスクールバスを3方面に運行しています。

※通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設けています。

センター的機能

■教育相談

- 発達の遅れや言葉の遅れなどに関する相談
- 発達障がいに関する相談
- 子育てや学校での指導に関する相談
- 就学や進路に関する相談

■研修支援

- 小・中学校・高等学校等への研修協力

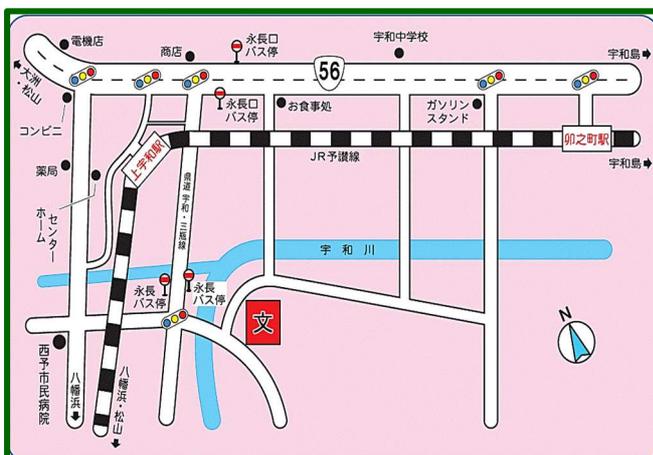
電話・FAX・メールでご連絡ください。

■体験学習・体験入学

- 幼児体験学習
- 小・中学部体験入学
- 高等部体験入学

■理解啓発

- 学校参観、公開授業週間など
- ※このほか、随時見学等を受け付けています。



〒797-0029

愛媛県西予市宇和町永長1287-1

TEL 0894-62-5135 FAX 0894-62-6938

E-mail uwasc-ad@esnet.ed.jp

<https://uwa-sh.esnet.ed.jp>

*予讃線 上宇和駅下車約1.4km（徒歩約20分）

*予讃線 卯之町駅下車タクシー約10分

*宇和島バス

永長口バス停下車約1.0km（徒歩約15分）

新居浜特別支援学校 川西分校

本校は、小学部、中学部、高等部（普通科）において、肢体不自由のある児童生徒一人一人の思いや活動を豊かにし、笑顔を引き出す支援を行っています。



教育活動

■教育課程

小学校等に準ずる教育課程、知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程、自立活動を主とする教育課程を編成し、一人一人に応じたきめ細かな指導・支援に努めています。

教科別の指導



生活に必要な教科の内容を主体的に学び、確かな学力を身に付けます。

生活単元学習



学習した知識や技能を積極的に活用して、生活の中で実践する力を身に付けます。

自立活動



身体のリラクゼーションや姿勢、移動、手の使い方の練習等に取り組んでいます。

給食指導



実態に応じた食物形態で、おいしく、楽しく食べながら、上手な食べ方を学びます。

■医療的ケア

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校に看護師が常駐し、医療的ケアを行っています。



■交流及び共同学習

居住地の小・中学校、学校の近隣にある小・中学校、高等学校等と交流及び共同学習を行い、児童生徒の経験を広め、相互理解を深めています。



センター的機能

- 教育相談、地域の幼児児童生徒への指導・支援
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等への研修協力
- 医療、福祉、保健、労働等関係機関との連携

〒792-0024 愛媛県新居浜市宮西町4番46号
TEL 0897-31-1121 FAX 0897-37-6611
E-mail niksc-ad@esnet.ed.jp
<https://niihama-ss-kawanishi.esnet.ed.jp>



* 新居浜駅から車で10分

* 松山自動車道 新居浜インターから車で20分

新居浜特別支援学校 みしま分校

本校は、令和3年度に四国中央市に開校した知的障がいのある児童生徒が学ぶ学校です。小学部と中学部があり、児童生徒一人一人の思いや活動を豊かにし、笑顔を引き出す支援を行っています。同じ敷地には、三島小学校があります。



教育活動

日常生活の指導



生活に必要な基本的なことを学びます

生活単元学習



自立に必要な生活上の課題に取り組みます



校外学習では、公共機関の利用や金銭の扱い方、交通安全等について学びます



遊びの指導(小学部)



遊びを通して、人との関わりや活動への意欲を育みます

作業学習(中学部)



働く意欲を高め、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を学びます

総合的な学習の時間(中学部)



学習を通して、自ら問題点を見つけて解決する力を身に付けます

交流及び共同学習



地域の学校の児童生徒との相互理解を深め共に学びます

センター的機能

- 教育相談、地域の幼児児童生徒への指導・支援
- 保育所、幼稚園、小・中・高等学校等への研修協力
- 医療、福祉、保健、労働等関係機関との連携

〒799-0405
愛媛県四国中央市三島中央3丁目2番23号
TEL 0896-24-5625 FAX 0896-24-5626
E-mail nimsc-ad@esnet.ed.jp
<https://niihama-ss-mishima.esnet.ed.jp>



- * JR伊予三島駅から徒歩5分
- * 松山自動車道 三島川之江ICから車で10分

愛媛大学教育学部附属特別支援学校

本校は、「たくましく生きぬく力をもつ子どもの育成 ～すべての子どもの自立、社会参加、就労の実現を目指す～」の教育目標のもと、「自分のよさを生かし、自主的、主体的な生活のできる子ども」「自分の思いや願いをもち、学校生活、家庭生活、地域生活、職業生活などの多様な生活の場で役割を果たし貢献できる子ども」を育てることを目指しています。

教育活動

■本校の特色

- 知的障がいのある子どもの教育を行っています。
- 愛媛大学教育学部の附属学校として、教育学部と連携し実践的研究を行ったり、教育実習や介護等体験を行ったりしています。
- 毎年、愛媛教育研究大会(特別支援教育の部)を開催し、研究の成果を公開しています。



■教育内容



小学部は日常生活の指導や遊びの指導・生活単元学習を中心に、中学部は生活単元学習と作業学習を中心に、高等部は作業学習を中心に学習を行っています。

また、年に2回、日常生活訓練施設「みかんの家」で学級単位の宿泊学習を計画・実施しています。

中学部3年生は年2回(計2週間)、高等部では年2回(計5週間)の産業現場等における実習を行っています。

■卒業生の進路

すべての子どもの卒業後の「働く生活」を実現するために、キャリア教育の視点を大切にして、小学部・中学部・高等部12年間の一貫した教育を行っています。

平成21年4月から、愛媛大学の知的障がい者の就労を実現する取組として、本校卒業生と元本校教員で講義室等の清掃を行う環境整備室“愛クリーン”がスタートしました。その後、農学部での屋外環境整備や医学部の清掃など各学部にも活動の場が広がってきています。

■入学等について

本校では、11月に小・中学部入学者選考、12月に高等部入学者選考を実施しています。そのために、6月初旬に学校説明会、8月下旬に入学希望者説明会を実施しています。また、随時学校参観の希望を受け付けています。ご希望のある方は、本校までご連絡ください。

寄宿舎は設置していません。小・中学部の児童生徒は、登下校にスクールバス(1台)を利用できます。

センター的機能

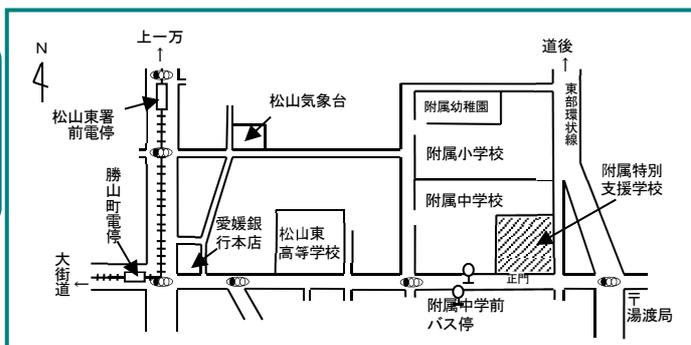
○発達や学習の遅れに関する相談、子育ての相談等にいつでも対応します。

○幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校等からの様々なニーズに対して支援を行います。

〒790-0855 愛媛県松山市持田町 1-5-22
TEL 089-913-7891 FAX 089-913-7892
E-mail tokushi@edc.ehime-u.ac.jp
<https://tokushi.edc.ehimeu.ac.jp/tokushihp/>

* 伊予鉄市内バス⑩番線「附属中学前」下車で徒歩1分、

* 伊予鉄市内電車「勝山町」下車で東に約800m



主な相談機関



愛媛県イメージアップキャラクター
「みきゃん」

- **特別支援学校**（P7～20を御覧ください）
随時相談に応じるほか、学校公開や体験入学を行っています。

■ 愛媛県教育委員会 特別支援教育課

特別支援教育専門家チーム

要請のあった幼稚園、小・中学校、高等学校等を訪問し、発達障がいを含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導内容・方法、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に関する助言を行います。医師、学識経験者、学校関係者等で編成し、幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて、障がいの判断と望ましい教育的対応について助言・指導を行います。

TEL 089-912-2965 FAX 089-912-2964
E-mail: tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp <https://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji/>

■ 愛媛県総合教育センター 特別支援教育室

特別な教育的支援が必要な子どもの相談

幼児児童生徒の発達や教育、養育についての相談を行います。また、希望に応じて、特性を把握するための心理検査を実施します。医療機関、外部の相談機関等の紹介もします。

TEL 089-963-3113
<https://center.esnet.ed.jp>

音声案内が聞こえた後
207, 208, 209 のいずれかをダイヤル

教員対象の研修

特別支援教育に携わる教員の資質、専門性の向上を目的に、課題別研修を開講しています。また、学校や市町教育委員会、教科等研究委員会の要請に応じてセンター所員が出向き、90分程度の講座を行う「出前講座」も実施しています。

出前講座(申込窓口:企画開発室)
TEL 089-963-3113
<https://center.esnet.ed.jp>

音声案内が聞こえた後 507 をダイヤル

■ 愛媛県発達障がい者支援センター あい♡ゆう

専門スタッフによる発達障がいに関する相談や情報提供を行っています。必要に応じて、関係機関や支援機関などの紹介もします。

TEL 089-955-5532 FAX 089-955-5547
<https://pref.ehime.jp/h20123/kodomo-ryoiku/aiyu/>

※ 各市町教育委員会においても、教育相談等行っていますので、問い合わせてください。